

資本関係又は人的関係がある会社の同一入札への参加制限について

平成 30 年 11 月 19 日

登米市総務部総務課

一定の資本関係又は人的関係がある会社が同一の入札に参加することについては、公正な入札が阻害される恐れがあるため、実効ある競争の確保の観点から入札の参加を制限します。取扱いや事務手続きについては、下記のとおりです。

記

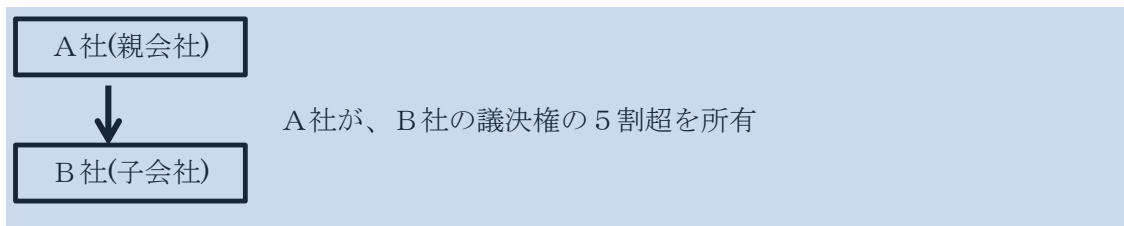
1 同一入札への参加が制限される「資本関係」の具体例

代表例は以下のとおり。

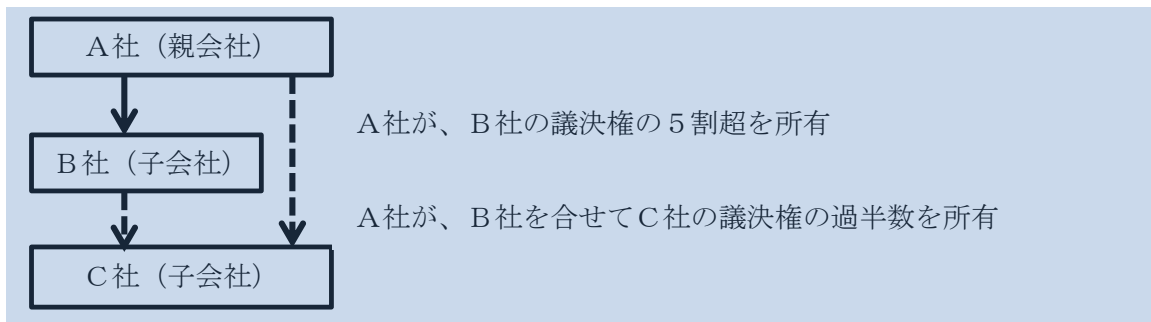
A 社、B 社、C 社は「資本関係」に該当し、同一入札には参加できない。

※親会社、子会社とは、会社法第 2 条第 3 号及び第 4 号に規定する親会社と子会社をいう。

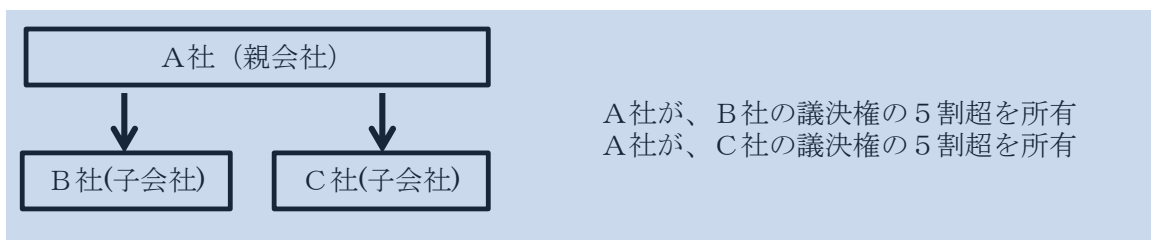
(1) 直接過半数の議決権を有している場合



(2) 合算すると議決権の過半数を所有している場合



(3) 子会社の議決権の過半数を所有している親会社が同じ場合

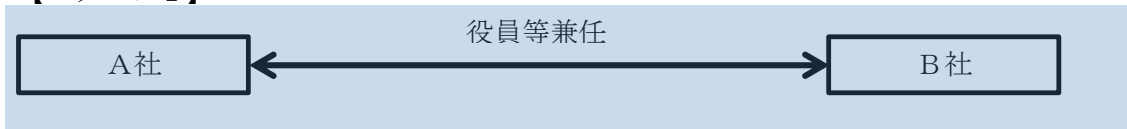


2 同一入札への参加が制限される「人的関係」の具体例

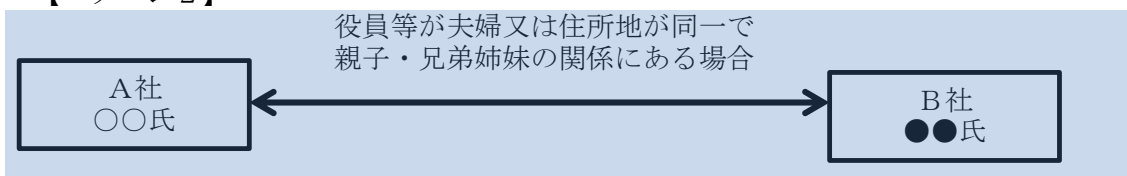
代表例は以下のとおり

A社とB社は「人的関係」に該当し、同一入札には参加できない。

【パターン1】



【パターン2】



※「夫婦」は、法律上のものに限る。

※「親子」は、民法上の規定による実子のほか、養子及び特別養子の関係にあるものをいう。

※「兄弟姉妹」は、血縁関係にあるものをいい、婚姻関係にあるもの（配偶者の兄弟姉妹）は含まない。

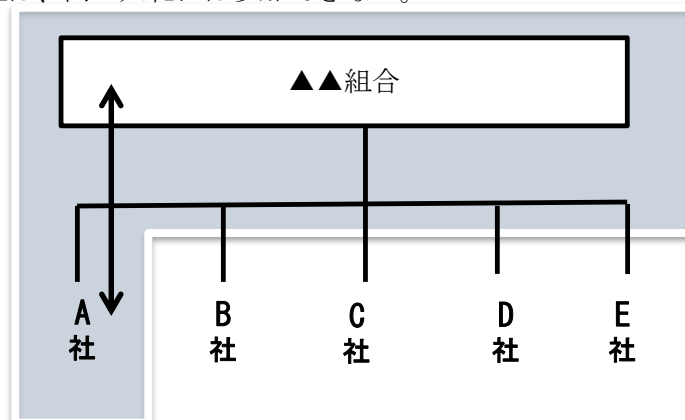
※役員の定義

- 1 会社の代表権を有する取締役（代表取締役、社外取締役を含む。ただし、委員会設置会社の取締役を除く。）
- 2 持分会社（合名会社、合資会社若しくは合同会社をいう。）の業務を執行する社員
- 3 組合の理事又はこれらに準ずる者
- 4 会社更生法第 67 条第 1 項又は民事再生法 64 条第 2 項の規定により選任された管財人
- 5 一方が個人事業者である場合は、その個人事業主

3 同一入札への参加が制限される「その他同視し得ると認められる場合」の具体例

代表例は以下のとおり。

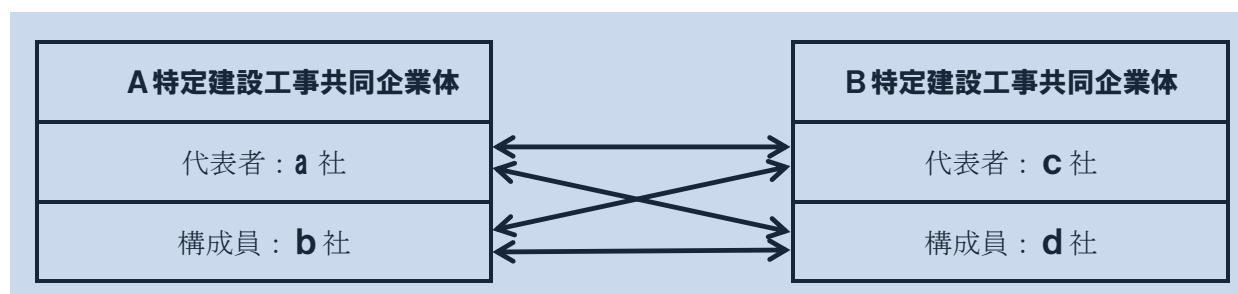
組合とA社は、同一入札には参加できない。



4 特定建設工事共同企業体の取扱い

具体例は、以下のとおり。

矢印で結ばれた 2 社の間に、資本関係又は人的関係がある場合には、同一の入札には参加できない。



5 基準に該当する場合の取り扱い

- (1) 同一入札に参加する複数の者の関係が基準に該当する場合には、無効の入札として取扱います。
- (2) 入札執行の完了に至るまでに、基準に該当する者の一者を除くすべての者が入札を辞退した場合には、残る一者の入札は無効となりません。
- (3) 基準に違反して協議等により入札を行い、落札に至った者及びその入札に参加した基準に該当する者は、指名停止処分を行う場合があります。

6 事務手続

平成 31. 32 年度入札参加資格審査申請時から、資本関係又は人的関係がある者の有無にかかわらず「資本関係又は人的関係に関する調書」を総務課契約係へ提出してください。なお、その後変更等があった場合は、同調書により変更届を提出してください。

7 適用日

平成 31 年 4 月 1 日以降に入札公告又は指名通知を行う入札に適用する。

【添付データ】

- ① 資本関係又は人的関係のある会社の同一入札への参加制限基準
- ② 別紙様式：資本関係又は人的関係に関する調書（新規・変更）

問い合わせ先：総務部総務課契約係 TEL 0220-22-2091 FAX 0220-22-3328